

H30 特別養護老人ホーム整備運営法人選考に関する審査のポイント

項目	内容	視点
重点項目	適正な事業計画	建築費等が一般的な金額で算出されており、初期投資の負担が適正であるか。また、本募集における応募条件等を満たす内容となっており、無理なく事業を進めることができる計画となっているか。
	法人の経営状況	永続的に事業を行うために、法人が実施する各事業の経営が良好か。また、新規事業の実施を行うにあたり積立金等の十分な資金を有しているか。(法人全体の運転資金を除いた積立預金等の現金預金は、減価償却累計額に相当する額を保有していることが望ましい。)
	元気な高齢者や地域住民がつどう「共生型」の施設運営	地域住民がつどい、地域に貢献する地域福祉の拠点となる施設運営が図られているか。*
	特色ある施設計画	地域住民がつどう地域福祉の拠点となるよう施設設計上の配慮がなされているか。入居者が生き生きと生活できるよう配慮されているか。自然にふれあい心をいやす施設計画であるか。*
基本理念	法人の理念	社会福祉を目的とする事業者としての理念が明確か。
	高齢者福祉に関する法人の考え方	高齢者福祉事業を実施する事業者としての理念が明確か。
施設運営	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成	養護が必要な高齢者への対応等、地域包括支援センター等との連携体制が具体的にどのように行われるか。*
	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と、具体的な取組みがどのように行われるか。
	介護と医療の連携体制	ケアハウスの入所者等(地域福祉への貢献として近隣の在宅要介護者を含む)に対する在宅医療・介護提供体制の確保について、どのような取組みを行うか。*
	ケアハウスの運営	入所者の自立度を維持し、生き生きと生活できるような運営上の配慮がなされているか。*
	防災対策に関する取り組み	マニュアル作成等の取り組みや、その体制は適正か。
	苦情解決に関する取り組み	苦情相談窓口等の体制及び苦情を解決するための解決体制が整っているか。
	指導監査の状況	所轄庁の法人及び施設監査等における指摘の状況と、その後の対応に問題はないか。
施設計画	居室	採光・風通しなど住まいとしての配慮に問題はないか。
	食堂・機能訓練室	生活環境としてふさわしいものか。採光に配慮しているか。入所者の居宅に近い雰囲気配慮しているか。
	共有スペースと居室が一体感を持ち簡単に談話ができるか	居室を出るとすぐセミプライベート・スペース(食堂・機能訓練室)があるか。
	浴室の配置	入所者の様々な状態に対応するため個浴や機械浴が適切に配置されているか。
	汚物処理室(特養)の配置	汚物処理室は適切に分散して配置されているか。他の設備と区分された構造であるか。また、衛生管理に配慮されているか。
	地域交流スペース	多様な交流が期待でき、そのための十分な広さがあるか。*
事業計画	運転資金	運転資金は、資金収支の経常支出予算の約12分の2(2か月分)以上を施設整備資金とは別に借入金を除く自己資金で確保しているか。(支払い計画や資金収支見込(1年目)に合わせ確保しているか。)
	収支見込	事業開始後の収支予算を適正に見込んでいるか。
資金計画	施設整備資金(長期的視点)	施設整備にかかる資金計画において、自己資金を充当した場合、法人預貯金等の減少が法人全体に与える影響に問題はないか(修繕積立等の長期的な視点)。
	施設整備資金(短期的視点)	施設整備にかかる資金計画において、自己資金を充当した場合、法人預貯金等の減少が法人全体に与える影響に問題はないか(運転資金等の短期的な視点)。
	借入金の多寡	施設整備にかかる資金計画において、借入金額を極力少なくしているか。今回の整備借入分を加えた法人全体の借入金の償還に問題はないか。
人員配置等	特養の看護・介護職員数等の職員体制	職員体制に無理はないか。
	特養の運営に必要な職員の確保	職員採用、研修計画等が具体的で実現可能であるか。

注： 地域包括ケアに関して

*については、特に「地域包括ケア」体制の深化・推進に向け、本事業で実施できる具体的な取り組みを事業計画に反映してください。